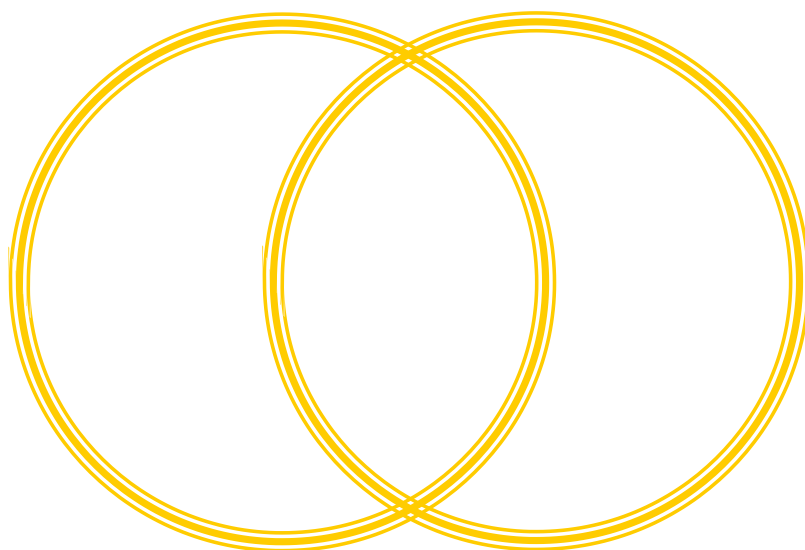


パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度ガイドブック



受付窓口／問い合わせ先

久慈市総合政策部地域づくり振興課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1-1
TEL 0194-52-2116／FAX 0194-52-3653
E-mail k-turn@city.kuji.iwate.jp
受付:平日 8時30分～16時まで

目次

- 1 はじめに
- 2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは
- 3 宣誓を行うことができる方
- 4 手続きの流れ
- 5 届出に必要な書類
- 6 交付書類
- 7 その他の手続き
- 8 継続申告について
- 9 Q&A
- 10 利用できるサービス

1 はじめに

久慈市では、「性別や環境によらず、誰もが平等で尊重されるまちづくり」を基本理念として、令和6年3月に「久慈市共同参画計画[第3次久慈市男女共同参画計画]」を策定し、性別や環境に依存しない多様な考え方や価値観を尊重し、市民の誰もが平等で思いやりがあり、ストレスを感じずに暮らしていけるまちとしたいという思いを込めて、共同参画社会の実現を目指しています。

上記計画に基づき、戸籍上の性別に関わらず、日常生活の困難や生きづらさを抱えた性的マイノリティ(少数者)の方々やその家族(子や親など)をそれぞれ一人の人間として尊重するようなまちとしたいことから、市でもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することとしました。

この制度は、パートナーとの関係に対して、法的な効力を生じさせるものではありませんが、戸籍上の性別を問わず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを約束したお二人のパートナーシップの宣誓を、市が配偶関係と証明し、尊重・応援するものです。

ファミリーシップ宣誓とは、人生のパートナーとともに暮らしているお子さんや親御さんを含めて、家族関係を証明するものです。

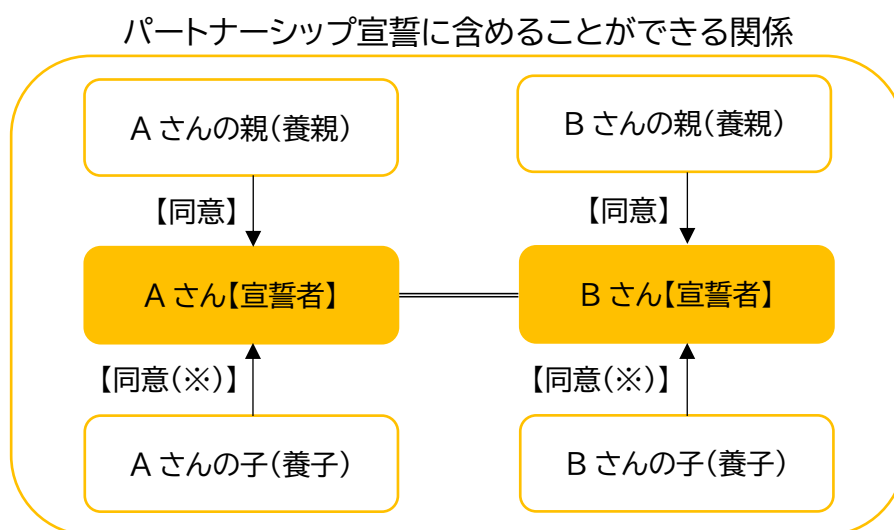
上記の証明により、これまで受けられなかった行政・民間サービスも受けられるようになり、社会的配慮を受けやすくなることから、性的マイノリティの方々の日常生活上での困難や生きづらさの軽減を図ります。

制度の導入により、市民や事業者の皆様にも、性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様な考え方や価値観が尊重され、一人ひとりが暮らしやすいまちの実現を目指していきます。

※性的マイノリティ:性的少数者とも呼ばれ、同性が好き人や、自分の性(性自認:自己の性別についての認識)に違和感を覚える人、出生時の性と自認が異なる人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。もしくは、性的指向(恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。)が必ずしも異性愛のみでない人など。

2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

- パートナーシップ宣誓とは、双方または一方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップ(配偶)の関係にあることを市長に誓い、宣誓書に署名することをいいます。
- ファミリーシップ宣誓とは、パートナーシップの関係にあるお二人に加えて、子(養子を含む。)または親(養親を含む。)の同意がある場合は、その子または親を含めて家族関係にあることを宣誓し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに記載することができます。(宣誓日当日に満15歳未満の子は同意がなくても宣誓に含めることが可能です。)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、パートナーシップまたはファミリーシップ宣誓をした人に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを交付する制度で、宣誓をした人が受領証等を提示することで、これまで受けられなかった行政や民間のサービスを受けられるようになることや、社会的配慮を受けやすくして、性的マイノリティの方が日常生活で感じている悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものです。

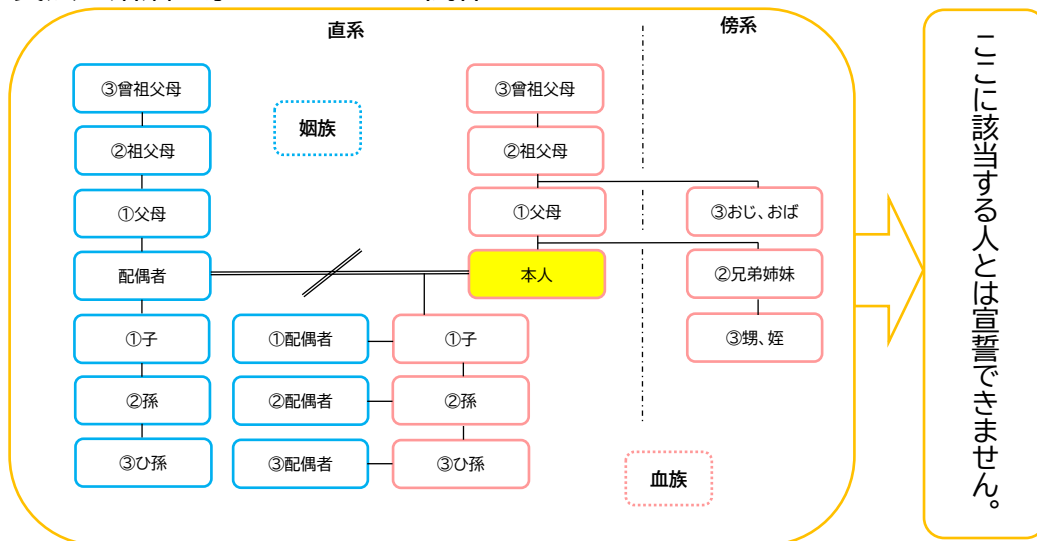


※ 満15歳以上の場合、同意書の提出が必要となります。

3 宣誓を行うことができる方

- 戸籍上の性別に関わらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティである二人で、次の全てに該当する方が対象となります。
 - ① 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年(満18歳)に達していること。
 - ② 市内に住所を有し、若しくは宣誓をした日(以下「宣誓日」という。)から起算して3月以内に市内に転入を予定し、又は共に宣誓をしようとする者が市内に住所を有し、若しくは宣誓日から起算して3月以内に市内に転入を予定していること。
 - ③ 配偶者がいないこと。
 - ④ 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
 - ⑤ 共に宣誓をしようとする者が民法(昭和29年法律第89号)第734条から第736条までの規定により婚姻を禁止されている関係でないこと。

○ 民法で婚姻を禁止されている関係

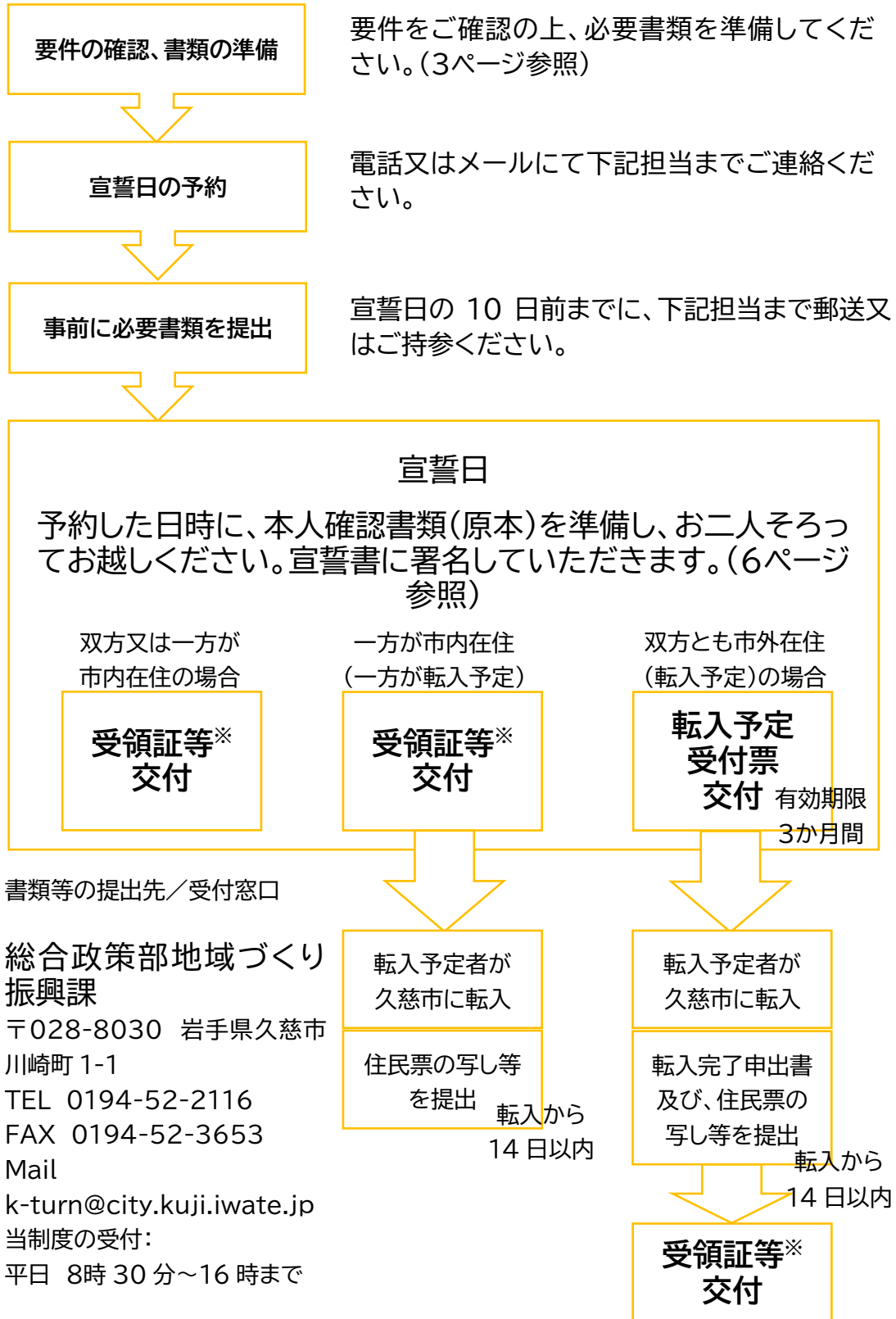


※○内の数字は親等数を表します。

- それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う場合は、その子または親が次の要件を満たしていることが必要です。
 - ① 宣誓する人の双方または一方と生計が同一であること。
 - ② 宣誓日当日において満15歳以上の子または親については、本人の同意があること。

※現時点では、異性間の事実婚は対象外となります。

4 手続きの流れ



※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードのこと。(6ページ参照)

5 届出に必要な書類

○ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し、必要な書類等は以下のとおりです。

【必要書類(事前提出時)】

必要な書類等	備考
宣誓届	【様式第1号】
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・3か月以内に発行されたもの ・本籍、個人番号の記載は不要です。 ・同一世帯の場合は1通で問題ありません。
(双方が市外在住の方のみ) 転入予定であることが分かる書類	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日転入後の住民票の写しを提出していただきます。
戸籍抄本	・ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子又は親を含めた写しをご用意ください。 ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文をご用意ください。
(ファミリーシップを宣誓する方のみ) 同意書	【様式第1号別紙】 ・ファミリーシップの対象としたいお子さん又は親御さんから、自署による同意書をいただいでください。(病気、障がい等により自署が難しい場合は、代筆でも問題ありません。また、15歳未満の子については、同意書は不要です) ※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、本人からの申し出により、削除することができます。(15歳未満の子は、満15歳に達した時点で申し出可能)
(通称名を使用する方のみ) 日常的に通称名を使用していることが分かるもの	例)勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等

【宣誓日(予約し、来庁する日)】

必要な書類等	備考
宣誓書	【様式第2号】 ※市で準備します
本人確認書類(原本)	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例)運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証等をご用意ください。

【双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等】

必要な書類等	備考
転入完了申出書	【様式第6号】
転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・転入から14日以内
転入予定受付票(宣誓日に交付したもの)	【様式第5号】 ・転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを交付します。
本人確認書類(原本)	上記参照

6 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第3号】 A4サイズ
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。
お二人に1枚交付します。

第 号 (表)	(裏)						
<p style="text-align: center;">パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証</p> <p>氏 名 氏 名</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>宣誓日： 年 月 日</p> <p>家族の氏名</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに 関する要綱に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。 お二人が、自らの意思と選択に基づいて自分らしく暮らし、 お互いを人生のパートナーとして 力をあわせて、末永くご活躍されることを期待しています。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">久慈市長 印</p>	<p style="text-align: center;">この受領証の提示を受けられた方へ</p> <p>本市は、性のあり方により現在の婚姻の制度を利用することができない性的マイノリティの方々の生活上の困難及び生きづらさの軽減を図り、それぞれの人権及び多様な生き方を尊重する社会の実現に向けた取組として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けています。</p> <p>この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを、久慈市として証するものです。提示を受けられた方は、本制度の趣旨に十分にご理解をくださいますようお願いいたします。</p> <p>1 パートナーシップまたはファミリーシップとは 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人による関係、又はお二人とその子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。</p> <p>2 プライバシーの保護について 他人の性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。 本制度利用者のプライバシーの保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p><u>通称名を使用している場合</u> 以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあつては、旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">宣誓者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">宣誓者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通称名</td> <td style="text-align: center;">通称名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戸籍上の氏名</td> <td style="text-align: center;">戸籍上の氏名</td> </tr> </table>	宣誓者	宣誓者	通称名	通称名	戸籍上の氏名	戸籍上の氏名
宣誓者	宣誓者						
通称名	通称名						
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名						

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第4号】
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する名刺サイズの携帯用カードです。お二人それぞれに1枚ずつ交付します。

(表)	(裏)								
<p style="text-align: center;">第 号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 受領証カード</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本人</td> <td style="width: 50%;">パートナー</td> </tr> <tr> <td>年 月 日生</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>宣誓日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">久慈市長</td> </tr> </table>	本人	パートナー	年 月 日生	年 月 日生	宣誓日	年 月 日		久慈市長	<p style="text-align: center;">戸籍上の氏名（通称名使用の場合） 本人 パートナー</p> <p>家族の氏名（続柄）</p> <p>この受領証カードの提示を受けられた方へ この受領証は、お互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを久慈市として証するものです。提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。</p>
本人	パートナー								
年 月 日生	年 月 日生								
宣誓日	年 月 日								
	久慈市長								

7 その他の手続き

再交付手続

宣誓書受領証、受領証カードをなくした、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備考
紛失	【様式第7号(再交付申請書)】	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	※申請者の本人確認書類を添付してください	・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。(お一人の来庁でけっこうです)

届出事項の変更等手続

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。郵送又は持参により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類(当初の宣誓届時の説明参照)	受領証等の添付
住所	【様式第8号(届出事項変更届)】 ※届出者の本人確認書類を添付してください	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍抄本	要
通称名		・通称名を使用していることが確認できる書類	要
子又は親の新たな加入		・対象者の戸籍抄本 ・同意書	要
子又は親のファミリーシップからの削除		—	要
子又は親本人の申し出によるファミリーシップからの削除	【様式第9号(申出書)】	※申出者の本人確認書類を添付してください	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。

郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。(お一人での来庁でもけっこうです)

返還手続

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。必要書類を担当窓口へ持参してください。

返還事由	様式	備考
パートナーシップを解消したとき	【様式第10号(返還届)】 ※申請者の本人確認書類を添付してください	・お一人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		※ただし、ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。(その場合は返還届ではなく、様式第8号「届出事項変更届」を提出してください)
宣誓者の双方が市外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		—

※事前に連絡の上、本人確認書類(原本)を持参してください。

※宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきますので持参してください。

※返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返しします。

※返還され無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

○ 宣誓の内容が無効になります ○

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効にします。

- ・宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・(双方とも転入予定として宣誓した後)宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・受領証等の不正使用(受領証等の複製、改ざん等を含む)や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、受領証、受領証カードを返還してください。

※無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

8 継続申告について

宣誓した方が市町村をまたぐ住所の異動を行う際には、「継続申告」の手続きが必要となります。

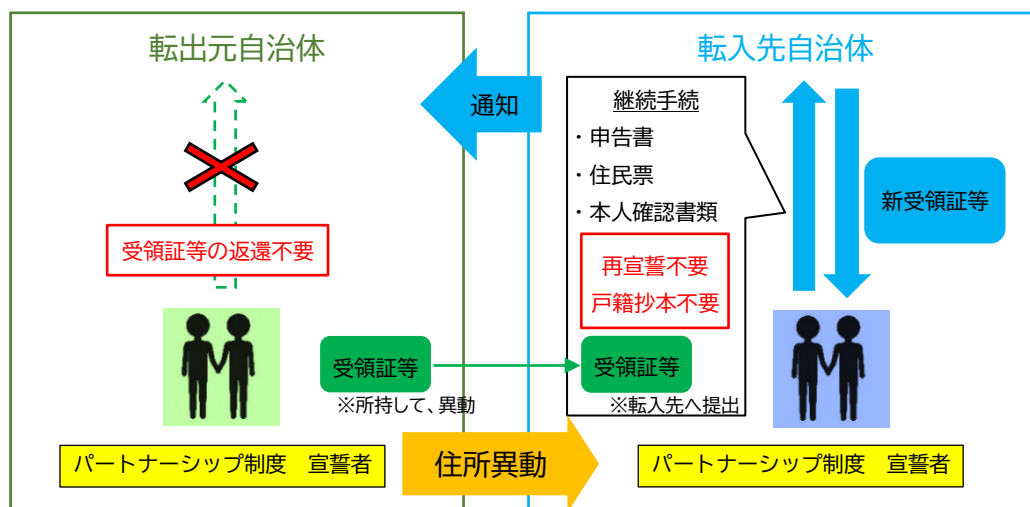
岩手県内の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入済みの自治体間における「継続申告」では、連携自治体間で住所を異動する際、転入先の自治体にパートナーシップ関係を継続する旨を申告することで、下記の事項を省略できます。

- ・転出元自治体への受領証等の返還
- ・転入先自治体の職員の面前での再度の宣誓が不要
- ・戸籍謄本等独身証明書の提出が不要

※岩手県内の転入先自治体によって、宣誓の要件等が異なるため、転出前に、転入予定の自治体の要件を確認されることをお勧めします。

※岩手県外の自治体へ転出される際には、「継続申告」自体の内容が異なる可能性があるため、転出の前に転入予定の自治体の内容をご確認ください。

【自治体間連携のイメージ】



○ 岩手県内における自治体間連携開始日
令和6年4月1日(月)から

○ 岩手県内における連携自治体
下記のQRコードから遷移し、市ホームページ上にてご確認ください。

久慈市 HP:
PS・FS 宣誓制度



9 Q&A

【制度の考え方、宣誓の要件のこと】

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて二人の配偶・家族関係を市が尊重・証明する制度であり、法的効力を有しません。

よって、宣誓をすることで戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーのお二人においてのみ、宣誓することができます。

(現段階では、異性間の事実婚は対象外となります。)

Q3 同居していないと宣誓できませんか？

同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q4 久慈市民でなければ宣誓できませんか？

一方が、市内に住所を有していれば、パートナーが市外在住であっても宣誓できます。

また、双方が市外在住であっても、双方または一方が久慈市に転入予定であれば宣誓できます。(3ページ及び4ページ参照)

ただし、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q5 宣誓する二人が養子縁組関係ですが、宣誓できますか？

宣誓者同士が養子縁組している場合、近親者扱いとなり、宣誓することができません。

Q6 外国籍でも宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。

宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書などで、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付)が必要です。

なお、宣誓をしても在留資格や在留期間には影響がありません。

Q7 通称名は使用できますか？

性別違和等で理由があると認められる場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

【手続きのこと】

Q8 土・日・祝日でも宣誓できますか？

宣誓は、原則として平日(年末年始を除く)の午前8時30分から午後4時までとさせていただきます。

Q9 宣誓はどこで行うのですか？

久慈市役所本庁舎内の個室で行います。支所や市民センターでは手続きできません。

Q10 プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q11 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類(住民票の写し等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q12 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

パートナーシップ宣誓届の提出の際は、郵便やEメールでもお受けできますが、宣誓時は二人でお越しいただき、職員の面前で宣誓書に署名していただく必要があります。

Q13 代理人による宣誓はできますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時は二人でお越しいただく必要があります。ただし、病気等の事情によりお二人で窓口に来ることができない場合はご相談ください。

Q14 事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか？

宣誓日にスムーズに受領証をお渡しするため、宣誓日の事前予約と宣誓日10日前までの書類届出をお願いしています。

【宣誓後のこと】

Q15 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q16 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓をするときをはじめ、その他の手続きを行うときに、本人確認を実施することで、成りすまし等を防止します。

なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を久慈市ホームページ等に掲載することがあります。

Q17 氏名や住所が変更したときはどうしたらいいですか？

届出書に記入した氏名や住所等に変更があった場合は、速やかに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出事項変更届」(様式第8号)に、住民票の写しなどの変更した事項の内容が確認できる書類を添えて提出してください。

また、受領証等に記載された内容に変更がある場合は、受領証等の添付が必要です。

Q18 パートナーシップ・ファミリーシップの関係を解消した場合はどうしたらよいですか？

パートナーシップ・ファミリーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第10号)を提出し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」と「宣誓書受領証カード」を返還してください。

Q19 二人とも久慈市外に転出するときはどうしたらいいですか？

二人とも久慈市外に転出し、転出先自治体の自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に準ずる制度が導入されていない場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等返還届」(様式第10号)を提出し、受領証等を返還してください。

ただし、転出先の自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に準ずる制度が導入されていて、かつ転入先自治体の宣誓の要件を満たす場合は、転入先自治体において継続申告を行うと宣誓者としてのサービスが継続して受けられます。(転入先自治体によって宣誓の要件や継続申告の対応が異なるため、転入前に、転入先自治体の内容を確認されることをお勧めします。)

【受領証等の利用】

Q20 宣誓することで、受けられるサービスはどのようなものがありますか？

現在、宣誓を行うことで、新たに受けられるようになるサービスについては、市ホームページ上(次頁「利用できるサービス」にQRコードを掲載)にてご確認ください。

また、パートナーの関係であっても、同一世帯の構成員として適用を受けられるものもあります。(生活保護制度や要介護認定制度の申請、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免制度など。ただし、同居等の要件があります。)

なお、今後、新たに市のサービスが利用可能となったときは、市ホームページなどでお知らせします。

民間事業者の一部では、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡素化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件など詳細は直接事業者へおたずねください。

10 利用できるサービス

○ 利用可能なサービス

受領証等を提示することで、市及び岩手県、民間事業者が提供できる行政サービスについては、下記 QR コードから遷移し、ご確認ください。

久慈市 HP:
PS・FS 宣誓制度



※制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※宣誓書受領証または宣誓者カード等の提示、あるいは写しの提出が求められます。

※掲載ページにないサービスについても利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署におたずねください。

※ほとんどの子育て支援サービスは、子どもがいるひとり親として受けることになります。

※民間事業者において提供可能なサービスは、直接事業者へお問合せください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック

作成 久慈市総合政策部地域づくり振興課
作成日 令和6年4月1日